

スカパー！光 サービス契約約款

（ C C Y 版 ）

目 次

第 1 章 総則	3
第 1 条（約款の適用）	3
第 2 条（約款の変更）	3
第 3 条（用語の定義）	3
第 4 条（当社の代理人）	5
第 2 章 契約	5
第 5 条（契約の単位）	5
第 6 条（契約の成立）	5
第 7 条（オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、 変更、追加及び取消等）	6
第 8 条（スカパー！光サービスの情報提供）	7
第 9 条（PPV、PPD及びPPSの視聴）	7
第 10 条（視聴可能最低年齢を定めて提供されるスカパー！光サービス）	8
第 11 条（申込内容の変更）	8
第 12 条（契約の有効期間）	8
第 3 章 契約の解除等	9
第 13 条（スカパー！光サービス加入者が行う契約の解除等）	9
第 14 条（当社が行う契約の解除等）	9
第 4 章 設備等	10
第 15 条（加入者設備等の管理等）	10
第 16 条（故障及びメンテナンス等）	11
第 17 条（便宜の供与）	11
第 5 章 料金等	11
第 18 条（料金等）	11
第 19 条（延滞利息）	12
第 6 章 禁止事項等	12
第 20 条（禁止事項）	12
第 21 条（免責事項）	13
第 7 章 加入者個人情報の取扱い	13
第 22 条（加入者個人情報の取扱い）	13
第 23 条（加入者個人情報の利用目的等）	14
第 24 条（加入者個人情報の第三者提供）	15
第 25 条（加入者個人情報の共同利用）	15
第 26 条（加入者個人情報の取扱の委託）	16
第 27 条（安全管理措置）	16
第 28 条（本人による開示の求め）	16
第 29 条（本人による利用停止等の求め）	17

第 30 条（本人確認と代理人による求め）	17
第 31 条（本人の求めに係る手数料）	18
第 32 条（苦情処理）	18
第 33 条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）	18
第 34 条（保存期間）	18
第 35 条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）	18
第 8 章 その他	18
第 36 条（スカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス契約に関する当該契約者に係る個人情報の利用）	18
第 37 条（業務委託）	19
第 38 条（権利の譲渡）	19
第 39 条（契約上の地位の承継）	19
第 40 条（準拠法・管轄）	20

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社オプティキャスト（以下「当社」といいます。）は、このスカパー！光サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、スカパー！光サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合、スカパー！光サービス加入者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.スカパー！光サービス	業務区域内において、東経124度及び128度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再送信により有料で提供されるオプションチャンネル、オプションパック、オプションセット、PPV、PPD及びPPSによって構成される当社の放送サービス（業務区域及び放送サービスの内容は別表第1号及び第2号にて規定されるものとします。）であって、当社と契約を締結した場合にのみ視聴可能となるもの
2.スカパー！光サービス契約	スカパー！光サービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
3.スカパー！光サービス加入者	当社とスカパー！光サービス契約を締結した者
4.スカパー！光サービス申込者	当社にスカパー！光サービス契約の申込みをする者
5.スカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス	スカパー！光サービスの提供を受けるにあたり必要なデジタルチューナー及びその付属品の貸与等のサービス
6.スカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス契約	スカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約

7.加入者個人情報	生存するスカパー！光サービス加入者（本約款においてはスカパー！光サービス申込者及び解除等によりスカパー！光サービス契約が終了したスカパー！光サービス加入者を含みます。）個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定のスカパー！光サービス加入者個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定のスカパー！光サービス加入者個人を識別することができることとなるものを含みます。）
8.オプションチャンネル	課金の単位がヶ月となっている、単一チャンネルで契約可能なチャンネルサービス
9.オプションパック	課金の単位がヶ月となっている、複数チャンネルからなるパッケージ契約できるチャンネルサービス
10.オプションセット	課金の単位がヶ月となっている、複数番組又はチャンネルからなるセット契約できるチャンネルサービス
11.PPV	課金単位が一の放送番組となっている番組サービス
12.PPD	課金単位が一日となっているチャンネルサービス
13.PPS	課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている番組サービス
14.スカパー	衛星デジタル有料放送サービスの限定受信システム（CAS）の管理を行う会社。スカパーJSAT株式会社の略。
15.デジタルチューナー	当社の指定する技術的な基準に適合するデジタル放送用受信機で、スカパー！光サービスを視聴するために必要な装置（スカパー！ICカードを除きます）
16.スカパー！ICカード	デジタルチューナーに挿入されることにより、デジタルチューナーを制御する、ICを組み込んだスカパーが貸与するカード
17.CCY	財団法人ケーブルシティ横浜の略
18.ONU (Optical Network Unit)	CCYが住宅内に設置する回線終端装置

19.CCY 設備	スカパー！光サービスを提供するために必要となる、放送番組を再送信するための設備とスカパー！光サービス加入者の敷地内の ONU との間に設置する CCY の設備
20.加入者設備	ONU の出力端子からテレビ受像機等に至るまでのスカパー！光サービス加入者の設備

第 4 条（当社の代理人）

- 1 当社は、スカパー！光サービスの提供に係る権利の行使及び債務の履行に関し、スカパー！JSAT 株式会社を継続的に当社の代理人として選任するものとし（以下「当社の代理人」といいます。）スカパー！光サービス加入者及びスカパー！光サービス申込者は、これに対して異議を述べないものとします。
- 2 当社がスカパー！光サービスの提供に関してスカパー！光サービス加入者及びスカパー！光サービス申込者に対して行う通知は、特段の記載のない限り、当社の代理人又は当社の代理人が指定する者が行うものとします。

第 2 章 契約

第 5 条（契約の単位）

- 1 スカパー！光サービス契約の単位は、スカパー！IC カード単位とします。
- 2 スカパー！光サービス契約は、スカパー！光サービス加入者と同一の世帯の者が視聴することを目的（以下「世帯視聴目的」といいます。）として締結されます。ただし、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外の場合においては、その条件、利用料等について別途当社との間で取決めるものとします。
- 3 前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。

第 6 条（契約の成立）

- 1 スカパー！光サービス申込者は、スカパー！光サービス契約の申込みにあたっては、当社が別に定める方法により、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に申込みを行うものとします。
- 2 スカパー！光サービス契約は、スカパー！光サービス申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社及び当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、スカパー！光サービス申込者が当該申込みにあたって当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して提供した事項に従ってスカパー！光サービスを提供することによって免責されるものとし、これと異なる事項については何らの責任を負わないものとします。
- 3 当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、前項に規定する申込

みを承諾する場合、承諾した旨及びその日付を当社の定める方法により通知します。
 なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。

- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、スカパー！光サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) C C Yのみなとみらい地区同時再送信サービスが提供されている物件に居住されていない場合。
 - (2) スカパー！光サービスを提供すること又は保守することが技術的に困難な場合。
 - (3) スカパー！光サービス申込者がスカパー！光サービス契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (4) スカパー！光サービス申込者がスカパー！光サービスに関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (5) その他スカパー！光サービス申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (6) スカパー！光サービス申込者がスカパー！光サービスを法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合。
 - (7) スカパー！光サービス申込者が未成年であり、スカパー！光サービス契約の申込みにつき、親権者の承諾を得ていない場合。

第7条（オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、変更、追加及び取消等）

- 1 スカパー！光サービス加入者又はスカパー！光サービス申込者は、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更、及び取消等を行うにあたっては、当社が別に定める方法により、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に申込みを行わなければなりません。なお、スカパー！光サービス加入者又はスカパー！光サービス申込者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加及び変更にあたっては、スカパー！光サービス加入者又はスカパー！光サービス申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を当該申込みの際に、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して提出しなければなりません。
- 2 オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更及び取消は、当社が前項の申込み内容を確認後、承諾することによって成立します。
- 3 当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更又は取消を承諾する場合、承諾した旨及びその日付を当社の定める方法により通知します。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更又は取消を承諾しないことがあります。

ます。

- (1) スカパー！光サービス加入者がオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの追加、変更又は取消に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) スカパー！光サービス加入者がスカパー！光サービスに関し、当社又は当社の代理人もしくは第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) その他スカパー！光サービス加入者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (4) スカパー！光サービス加入者がスカパー！光サービスを法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
 - (5) 視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加及び変更にあたって、スカパー！光サービス加入者又はスカパー！光サービス申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合、もしくは、スカパー！光サービス申込者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合
- 5 スカパー！光サービス加入者は、オプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの取消をしようとする場合においては、その月末をもって取消を希望する月の初日の前日までに、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットは、当該月末をもって取消されるものとします。
- 6 前項に基づきスカパー！光サービス加入者がオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの取消を行った場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第7号の規定に基づき料金等を払い戻すものとします。ただし、スカパー！光サービス加入者が当社の指定する他のオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットに関する契約を締結している場合には、払い戻される料金等は、それらの契約に係る料金等の支払いに充当されるものとします。

第8条（スカパー！光サービスの情報提供）

当社は、スカパー！光サービスの内容及び放送時間を、原則として当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、当社は、EPGによりお知らせした内容を適宜、当社の判断により変更する場合があります。

第9条（PPV、PPD及びPPSの視聴）

- 1 スカパー！光サービス加入者は、PPV、PPD又はPPSの提供を受けようとする場合には、デジタルチューナーを電気通信回線に接続した上、課金単位ごとに別表第4号に規定する方法により個別の申込みを行わなければなりません。
- 2 前項の申込みを行った場合においては、スカパー！光サービス加入者は、その申込

みの撤回を行うことは出来ません。

- 3 課金単位ごとの料金は、本約款規定の料金に従って EPG によりお知らせします。

第 10 条（視聴可能最低年齢を定めて提供されるスカパー！光サービス）

- 1 スカパー！光サービス加入者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるスカパー！光サービスを視聴する場合には、別表第 5 号に規定する方法により、最低年齢（その世帯内において、当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢）及び暗証番号又はパスワード（以下、合わせて「暗証番号等」といいます。）を事前に登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号等を入力しなければなりません。
- 2 スカパー！光サービス加入者は、暗証番号等を視聴可能最低年齢に満たない者に知られないよう、厳格に管理しなければなりません。なお、視聴可能最低年齢に満たない者が前項に規定するスカパー！光サービスを視聴したことに起因するスカパー！光サービス加入者の不利益について、当社及び当社の代理人は、一切責任を負わないものとします。
- 3 スカパー！光サービス加入者は、暗証番号等を忘れた場合においては、暗証番号等設定を初期状態に戻すために、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人の指定する者に通知しなければなりません。この場合においては、スカパー！光サービス加入者は、別表第 3 号に規定する暗証番号消去手数料を支払わなければなりません。

第 11 条（申込内容の変更）

スカパー！光サービス契約の申込みに際し、氏名、住所、電話番号等当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して告げた事項に変更が生じた場合においては、スカパー！光サービス加入者は、直ちに当社の指定する方法により当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して変更の通知をしなければなりません。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対する通知がないときは、第 14 条（当社が行う契約の解除等）その他本約款で規定する当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者からの通知については、当社に届出をしている氏名、名称、住所もしくは居所等への通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

第 12 条（契約の有効期間）

- 1 スカパー！光サービス契約の有効期間は、契約成立の日から契約成立の日の属する月の翌月の初日より 1 年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の属する月の初日の前日までにスカパー！光サービス加入者から更新拒絶の意思表示がない場合においては、スカパー！光サービス契約は、さらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 前項に基づきスカパー！光サービス加入者がスカパー！光サービス契約の更新拒絶を行った場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第 7 号の規定に基づき料金等を払い戻します。

第3章 契約の解除等

第13条（スカパー！光サービス加入者が行う契約の解除等）

- 1 スカパー！光サービス加入者は、スカパー！光サービス契約を解除しようとする場合においては、その月末をもって解除を希望する月の初日の前日までに、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人の指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るスカパー！光サービス契約は、当該月末をもって解除されるものとします。
- 2 前項に基づきスカパー！光サービス加入者がスカパー！光サービス契約の解除を行った場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第7号の規定に基づき料金等を払い戻します。
- 3 第1項に基づきスカパー！光サービス加入者がスカパー！光サービス契約を解除し、1年以内に再度当社と契約を締結する場合においては、スカパー！光加入料の支払は不要です。
- 4 スカパー！光サービス契約を再度締結する時期が、第1項に基づく契約の解除後1年を越える場合においては、当社は、当該契約を新たなスカパー！光サービス契約として扱います。

第14条（当社が行う契約の解除等）

- 1 当社は、スカパー！光サービス加入者が本約款に基づく債務の履行を怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めて催告の上、スカパー！光サービス加入者に対するスカパー！光サービスの提供を停止して、スカパー！光サービス契約を解除できるものとします。
- 2 次の各号に掲げる事由により、スカパー！光サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、スカパー！光サービス契約は終了するものとします。
 - (1) 当社の一般放送事業者としての登録が取消された場合
 - (2) CCYの通信免許が取消され、又は再免許が拒否された場合
 - (3) CCY設備に回復不能の損害が生じた場合
 - (4) 当社とCCYとの間の施設使用契約が履行されない場合
 - (5) その他当社によるスカパー！光サービスの提供が客観的に不可能な事態が生じた場合
- 3 当社は、天災、事変等により、スカパー！光サービス加入者がスカパー！光サービスの提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社がスカパー！光サービス加入者のスカパー！光サービス契約の継続にかかる意思を確認することが困難であるときは、スカパー！光サービス加入者に対するスカパー！光サービスの提供を停止することがあります。また、かかるスカパー！光サービスの提供の停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ、当社がスカパー！光サービス加入者のスカパー！光サービス契約の継続にかかる意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、スカパー！光サービス契約は終了するものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、スカパー！光サービス加入者に対する

スカパー！光サービスの提供を停止して、スカパー！光サービス契約を解除できるものとします。

- (1) スカパー！光サービス加入者が、当社の提供するスカパー！光サービスを業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（当社と別の取り決めをしている場合を除きます。）
 - (2) スカパー！光サービス加入者が第20条第1項に規定した禁止事項を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合
- 5 第1項に基づきスカパー！光サービス契約を解除された者がスカパー！光サービス契約の再締結を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、スカパー！光サービス契約の再締結を認めるときは、新たなスカパー！光サービス契約を締結するものとします。
 - 6 第1項に基づきスカパー！光サービス契約が解除された場合又は第2項もしくは第3項に基づきスカパー！光サービス契約が終了した場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当社は、別表第7号に基づき料金等を払い戻すものとします。ただし、第4項に基づきスカパー！光サービス契約が解除された場合においては、当社は、解除の月の料金等を請求し、既に支払われた料金等がある場合にはこれを払い戻しません。

第4章 設備等

第15条（加入者設備等の管理等）

- 1 スカパー！光サービス加入者は、CCY 設備、加入者設備、デジタルチューナー及びスカパー！IC カードを自己の責任で設置、維持、管理し、これによりスカパー！光サービスの提供を受けるものとし、当社及び当社の代理人は、CCY 設備及び加入者設備並びにデジタルチューナーの瑕疵については一切責任を負いません。
- 2 スカパー！光サービス加入者が、スカパー！光サービスの提供を受けるにあたって使用するスカパー！IC カードの所有権は、スカパーに帰属するものであり、また、スカパーが定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に同意したスカパー！光サービス申込者のみが本約款に基づくスカパー！光サービス契約を締結できるものとします。スカパー！IC カードの貸与、紛失、再発行及び返却についても「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」の適用を受けます。
- 3 スカパー！光サービス加入者は、スカパー！IC カードを紛失し、又は盗難にあった場合においては、「スカパー！IC カード使用許諾約款」に従い、速やかに必要な届出等を行わなくてはなりません。なお、この届出等が受理される以前に、第三者によりスカパー！IC カードが使用された場合においては、当該スカパー！IC カードの使用に係る第18条第1項に規定する料金等は、スカパー！光サービス加入者の負担となります。
- 4 スカパー！IC カードの機能不全により視聴障害が発生した場合においては、スカパーが定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に基づき、スカパーの責任に

において正常なカードと取り替えがなされます。

- 5 当社は、デジタルチューナーの貸与を希望するスカパー！光サービス加入者及びスカパー！光サービス申込者に対し、デジタルチューナー及びリモートコントローラー等の付属品を「スカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス契約約款」に基づき貸与するものとします。ただし、当社が別に定める場合にはこの限りではありません。

第 16 条（故障及びメンテナンス等）

- 1 スカパー！光サービスの提供に際し、視聴障害が生じた場合、スカパー！光サービス加入者は、加入者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して通知しなければなりません。この場合において、当社及び当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、速やかにスカパー！光サービスの提供に係る電波の発信状況を調査し、CCY設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因がスカパー！光サービス加入者又は当社（当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者を含みます。）以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社及び当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社もしくは当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者以外の者の行為又はテレビ受像機に起因するときは、スカパー！光サービス加入者は、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人指定する者がこれらの調査（調査にともない派遣に要した費用を含みます。）又は措置に要した費用を負担するものとします。
- 2 当社は、CCY設備の維持管理にともない、スカパー！光サービスの提供に係る電波の発信を一時的に中止することがあります。この場合においては、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、原則として事前にその旨を当社が別途定める方法で通知するものとします。

第 17 条（便宜の供与）

スカパー！光サービス加入者は、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者がデジタルチューナー及びリモートコントローラー等の検査、修復等を行うために、スカパー！光サービス加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

第 5 章 料金等

第 18 条（料金等）

- 1 スカパー！光サービス加入者は、別表第 3 号に規定するスカパー！光加入料、スカパー！光基本料、スカパー！光視聴料及び手数料（以下「料金等」といいます。）を別表第 6 号に規定するところにより当社に支払うものとします。
- 2 スカパー！光サービス加入者は、必要がある場合、その支払うべき料金等を当社が

別に定める方法により確認できるものとしします。

- 3 支払われた料金等は、本約款に規定する場合を除き、払い戻されないものとしします。
- 4 当社が料金等の払い戻しを行う場合においては、スカパー！光サービス加入者は、別表第3号に規定する返金手数料を支払わなければなりません。ただし、第14条第2項に基づく払い戻しについては、返金手数料の支払いを要しないものとしします。
- 5 当社は、料金等を改定することがあります。この場合においては、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、スカパー！光サービス加入者に対して改定された料金等を適用する1ヶ月前までに改定された料金等を通知するものとしします。
- 6 前項の場合においては、スカパー！光サービス加入者により既に支払われた料金等（以下「前払料金等」といいます。）と改定された料金等との過不足は、改定された料金等の適用日を含む月において精算するものとしします。ただし、改定された料金等が値下げである場合であって、かつ、スカパー！光サービス加入者からの申出がない場合は、前払料金等の余剰は、次回以降の料金等の支払いに充当するものとしします。
- 7 スカパー！光サービス加入者の責に帰さない事由により、スカパー！光サービスを月のうち半分以上利用できなかった場合には、当社は、当該スカパー！光サービスに係る当該月分の料金等を請求しないものとしします。ただし、当社が別に定める場合はこれによるものとしします。
- 8 スカパー！光サービスにおいて、別表第3号に規定するスカパー！光視聴料がスカパー！光サービス加入者に適用される場合、スカパー！光サービスを構成するチャンネルの一部の提供が中止又は廃止された場合であっても、スカパー！光視聴料の額は変更されないものとしします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 9 著しく大規模な天災、事変等により、スカパー！光サービス加入者がスカパー！光サービスの提供を受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合には、料金等の全部又は一部を免除することがあります。

第19条（延滞利息）

スカパー！光サービス加入者が、支払うべき料金等その他の債務を、その支払期日から1ヶ月を経過しても支払わない場合には、当社は、スカパー！光サービス加入者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求できるものとしします。

第6章 禁止事項等

第20条（禁止事項）

- 1 スカパー！光サービス加入者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - (1) CCY設備に損害を与える行為
 - (2) スカパー！光サービスに係る当社又は当社の代理人もしくは第三者の著作権そ

- の他の知的財産権、その他当社又は当社の代理人もしくは第三者の権利を侵害し、又は利益を損なう行為
- (3) スカパー！光サービスを用いた法その他の法令等に違反する行為
 - (4) スカパー！光サービス契約の申込みに際し、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なる事項を告げること
 - (5) スカパー！ICカードの改造及び改ざん等「スカパー！ICカード使用許諾契約約款」において禁止されている行為並びにデジタルチューナーの改造及び改ざん並びにスカパー！ICカードによらないスカパー！光サービスの視聴
 - (6) スカパー！光サービス加入者が、スカパー！光サービス契約の申込みに際し告げた利用先住所以外の場所でスカパー！ICカードを使用し視聴する行為
- 2 スカパー！光サービス加入者が前項に違反して当社又は当社の代理人もしくは第三者に損害を与えた場合においては、当社又は当社の代理人は、当該スカパー！光サービス加入者に対して損害の賠償を請求することがあります。

第21条（免責事項）

当社及び当社の代理人は、次の各号に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 天災、事変及び降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常
- (2) 当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者の責に帰さない事由により生じたスカパー！光サービスの停止又は画面症状（画像の劣化、ブロックノイズ、画面の静止等を含みます。）
- (3) スカパー！光サービス加入者、スカパー！光サービス申込者及び当社（当社の代理人及び当社の代理人が指定する者を含みます。）以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常
- (4) 通常の用法によらないデジタルチューナーの使用に起因する異常
- (5) 放送内容の変更及び中止

第7章 加入者個人情報の取扱い

第22条（加入者個人情報の取扱い）

- 1 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」といいます。）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）及び本約款の規定に基づいて適正に取扱います。
- 2 当社のプライバシーポリシーには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）が当社に対して行う各種請求に関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ（<http://www.opticast.jp/>）において公表し

ます。

- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第 23 条（加入者個人情報の利用目的等）

- 1 当社は、次の各号に掲げる目的で、加入者個人情報を取扱います。なお、第 6 号及び第 12 号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止を行うことが困難な場合を除き、スカパー！光サービスの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。
 - (1) スカパー！光サービス契約の締結及び継続に関すること
 - (2) スカパー！光サービスの提供に係る工事施工、アフターサービス及びメンテナンス
 - (3) スカパー！光サービスの提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
 - (4) スカパー！IC カードユーザー登録
 - (5) 料金等の請求及び収納
 - (6) スカパー！光サービスに関する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報の提供、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者が提供する放送役務の紹介、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が発行する番組情報雑誌（他の放送事業者が提供する放送役務に係る情報が含まれることがあります。）の送付）
 - (7) 本人に対する通知、連絡
 - (8) 本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応
 - (9) スカパー！光サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - (10) 設備の設置及びアフターサービス
 - (11) スカパー！光サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - (12) スカパー！光サービス加入者に対する特典の提供
 - (13) スカパー！光サービスの提供に関連しての第三者への提供（次条に該当する場合に限ります。）
- 2 当社は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、加入者個人情報を取扱うことはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められた

ときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第 24 条（加入者個人情報の第三者提供）

- 1 当社は、保有する加入者個人情報については、次の各号に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、次条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合及び第 26 条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。）ただし、前条第 2 項各号に該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 本人が書面等により同意した場合
 - (2) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又はプライバシーポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態においた場合
 - (ア) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (イ) 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - (ウ) 第三者への提供の手段又は方法
 - (エ) 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - (3) 当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対するスカパー！光サービス契約の申込みが行われた際に、スカパーが行うスカパー！IC カードユーザー登録に必要な限度で加入者個人情報を当社の代理人に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者からスカパーへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます。）並びにスカパー！光サービス加入者からスカパー！IC カードの紛失等の連絡、交換依頼等を受けた際に、当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者がスカパーに対して必要な連絡を行う場合
- 2 当社は、前項の規定により加入者個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第 8 号に定めます。

第 25 条（加入者個人情報の共同利用）

- 1 当社は、第 23 条第 1 項に規定する目的で取扱う加入者個人情報（本項においては、スカパー！光サービス契約の申込み時にスカパー！光サービス加入者が告げた事項及び第 11 条によりスカパー！光サービス加入者が通知した事項に限り、具体的な項目はプライバシーポリシーに定めます。）を、その目的を達成するために当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用しま

す。

- 2 当社は、第6条第4項の規定に基づいてスカパー！光サービス契約の申込みを承諾しなかった場合、もしくは第7条第4項の規定に基づいてオプションチャンネル、オプションパック及びオプションセットの申込み、追加、変更又は取消を承諾しなかった場合又は第14条第1項もしくは第4項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該スカパー！光サービス加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、当社の代理人と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第6条第4項もしくは第7条第4項又は第14条第1項もしくは第4項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、前項の場合においては当社及び当社の代理人が、自ら取扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称はプライバシーポリシーに定めます。
- 4 前三項に規定する場合のほか当社が保有する加入者個人情報を他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される加入者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該加入者個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、プライバシーポリシーに定めます。

第26条（加入者個人情報の取扱いの委託）

- 1 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」といいます。）のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第1項の委託先との間で、加入者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

第27条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに規定する措置を講じます。

第28条（本人による開示の求め）

- 1 本人は、当社又は当社の代理人に対し、プライバシーポリシーに定める手続により、当社が保有する本人に係る加入者個人情報の開示（加入者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）の求めを行うことができます。
- 2 当社又は当社の代理人は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。）当該情報を開示します。ただし、

開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、当該加入者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第3条各号に該当することになる場合、又は当該加入者個人情報が6ヶ月以内に消去されるものである場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。
- 4 当社は、第2項ただし書及び前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨を通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

第29条（本人による利用停止等の求め）

- 1 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続により、当社又は当社の代理人に対し、次の各号に掲げる求めを行うことができます。
- (1) 加入者個人情報の内容が事実ではないという理由による加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - (2) 加入者個人情報が第23条第1項又は第2項の規定に違反して取扱われているという理由による加入者個人情報の利用の停止又は消去
 - (3) 加入者個人情報が第24条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第2号又は第3号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- 3 当社又は当社の代理人は、前項により講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

第30条（本人確認と代理人による求め）

- 1 当社は、第23条第3項、第28条第1項又は前条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続により行います。
- 2 本人は、第23条第3項、第28条第1項又は前条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第 31 条（本人の求めに係る手数料）

- 1 当社又は当社の代理人は、第 23 条第 3 項、第 28 条第 1 項の求めを受けた場合は、別表第 9 号に規定する手数料を請求します。
- 2 前項の手数料は、当社から本人（この項においてはスカパー！光サービス加入者に限ります。）に対して通知又は開示をした月の料金等と合わせて収納することができるものとします。
- 3 前二項に規定する場合のほか手数料に係る手続は、プライバシーポリシーに定めま
す。

第 32 条（苦情処理）

- 1 当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 2 前項の苦情処理の手続は、プライバシーポリシーに規定します。

第 33 条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第 23 条第 3 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に基づく求め、前条に基づく苦情、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。

スカパーJSAT 株式会社 個人情報管理事務局 公表窓口責任者
〒240 - 8790 保土ヶ谷郵便局私書箱12号
電話番号：03 - 5571 - 7989 （10時～18時）
Eメール：privacy@skyperfectv.co.jp

第 34 条（保存期間）

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表第 10 号に定め、これを超えた加入者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第 35 条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

- 1 当社は、当社が取扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかにその事実関係を本人に通知するよう努めます。
- 2 当社は、当社が取扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
- 3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第 28 条第 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第 8 章 その他

第 36 条(スカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス契約に関する当該契約

者に係る個人情報の利用)

スカパー！光サービス加入者及びスカパー！光サービス申込者は、当社又は当社の代理人がスカパー！光用デジタルチューナー等レンタルサービス契約の締結の際もしくは契約履行中に取得した当該契約に係るスカパー！光サービス加入者及びスカパー！光サービス申込者の個人情報を、スカパー！光サービス契約の締結及び当該契約の履行のために利用することに同意するものとします。

第 37 条（業務委託）

- 1 当社及び当社の代理人は、スカパー！光サービスを提供するためにそれぞれの業務の遂行上必要な範囲において、第三者に対して当該業務を委託することができるものとします。
- 2 当社及び当社の代理人が業務を委託する第三者は、当社とスカパー！光サービス加入者の特定取引（放送、通信等に係る取引であって、当社がスカパー！光サービス加入者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引をいいます。）先の料金請求・収納業務及びこれに付随する業務を同時に行うことがあります。

第 38 条（権利の譲渡）

スカパー！光サービス加入者は、スカパー！光サービス契約上の権利、義務その他契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸、担保提供その他の処分等を行うことはできません。

第 39 条（契約上の地位の承継）

- 1 相続により、スカパー！光サービス加入者の契約上の地位は承継されるものとします。
- 2 スカパー！光サービス加入者のスカパー！光サービス契約上の地位を承継した者（以下「承継者」といいます。）は、速やかに当社が指定する方法により、承継の事実及び当社の指定する事項を当社又は当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に通知するとともに、当該承継サービスに視聴可能最低年齢を定めて提供されるスカパー！光サービスが含まれる場合には、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しなければなりません。
- 3 前項の場合に、承継者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、前項に定める通知をしていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 4 当社は、前項に定める通知があるまでの間、承継者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 5 当社は、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合又は承継者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合においては、当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるスカパー！光サービスの取消を行うことがあります。
- 6 前項の規定に基づき当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるスカパー！光サービスが取消された場合において払い戻すべき料金等が存在する場合においては、当

社は、別表第7号に基づき料金等を払い戻します。

第40条（準拠法・管轄）

本約款は、日本国法に従って解釈されるものとし、スカパー！光サービス加入者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることに合意するものとします。

別 表

1. 業務区域(第3条関係)

当社のスカパーフェク TV! 光サービスは、次に掲げる地域内において、当社が別に定める区域において提供します。

・神奈川県横浜市

- 西区みなとみらい1丁目から 6丁目まで、中区内田町、西区高島1丁目の全域
- 西区桜木町1丁目・7丁目の各一部

2. 放送サービス内容(第3条関係)

・CS デジタルサービス放送

- 番組&情報サービス

スカパー！プロモ、スカパー！インフォ

- PPV(映画/スポーツ/音楽/エンターテイメント)

パワーブラッツ、パーフェクトプレミアム、スカチャン 172、スカチャン 173、スカチャン 178、スカチャン 179、スカチャン 0、スカチャン 1、スカチャン 2、スカチャン 3、スカチャン 4、スカチャン 5、Vシアター135

- 映画

IMAGICA BS、チャンネルNECO、衛星劇場、ムービープラス、スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3、FOXムービー、V パラダイス、ザ・シネマ、日本映画専門チャンネル、東映チャンネル、エキサイティング・グランプリ

- スポーツ

EX スポーツ、スカイ・A sports+、ザ・ゴルフ・チャンネル、FIGHTING TV サムライ、GAORA、日テレ G+、J SPORTS 1 SD、J SPORTS 2 SD、J SPORTS 3 SD、J SPORTS 4 SD

- 音楽

スペースシャワーTV、歌謡ポップスチャンネル Music Japan TV、MTV、ミュージック・エア、MUSIC ON! TV(エムオン!)、100%ヒッツ! スペースシャワーTV プラス、クラシカ・ジャパン、懐かし音楽 グラフィティ TV / keiba、スターデジオ(100ch 音楽ラジオ)

- アニメ

カートゥーン ネットワーク、キッズステーション、アニマックス、ディズニーXD、アニメシアターX(AT-X)

- 総合エンターテイメント

日テレプラス、WOWOW、TBS チャンネル、テレ朝チャンネル、エンタメ~テレ シネドラバラエティ、フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ、フジテレビ TWO ドラマ・アニメ、フジテレビ NEXT! フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム、ディズニー・チャンネル

- 海外ドラマ・バラエティ・韓流

スーパー! ドラマ TV、女性チャンネル LaLa TV、FOX、AXN、AXN ミステリー、サスペンスシアターFOXCRIME、アジアドラマチック TV So-net、ユニバーサル チャンネル、KNTV、Mnet、KBS World、ファッション TV、DATV

- 国内ドラマ・バラエティ・舞台

シアター・テレビジョン、EX エンタテイメント、MONDO TV、ファミリー劇場、ホームドラマチャンネル、エンタ! 371、時代劇専門チャンネル

- ドキュメンタリー

ディスカバリー チャンネル、ナショナル ジオグラフィック チャンネル、ヒストリーチャンネル™、動物チャンネル/アニマルプラネット、ナショジオ ワイルド

- ニュース・ビジネス経済
日経 CNBC、BBC ワールドニュース、e - 天気.net、ACCESS、朝日ニュースター、CNNj、
TBS ニュースバード、日テレ NEWS24、ビジネス・ブレイクスルー、CCTV 大富
- 娯楽・趣味
ベターライフ チャンネル、ビクトリーチャンネル、旅チャンネル、大人の趣味と生活向上 アウトオン TV、
食と旅のフォーデイズTV、囲碁・将棋チャンネル、釣りビジョン、パチ・スロ サイトセブン TV、
パチンコ パチスロ TV！、安らぎの音楽と風景/エコミュージック TV、旅チャンネル
- 教育・資格
InstrucTV
- 公営競技
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV！)JLC380～384、JLC385 プラス、JLC386 プラス、
南関東地方競馬チャンネル、グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2、
(ケイリンライブ)SPEED チャンネル、スピードプラスワン395
- 外国語放送
鳳凰衛視、
- ショッピング
セレクトショッピング Ch.217、ショップチャンネル、MALL OF TV、QVC(キュー・ヴィー・シー)、
ジャパネットチャンネルDX、ジュエリー Gem Shopping TV
- アダルト
パワープラッツ、パーフェクト チョイス 110、パーフェクト チョイス 111、パーフェクト チョイス 112、
パーフェクト チョイス 113、パーフェクト チョイス 114、パーフェクト チョイス 115、
パーフェクト チョイス 116、パーフェクト チョイス 139、プレイボーイチャンネル、
レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、フラミンゴ 903、チャンネル・ルビー、
ブルーチェリー(チェリーボム)、Splash、ZapTV、kmp チャンネル、まんぞくチャンネル、
パラダイステレビ、ピンクチェリー(チェリーボム)、イエローチェリー(チェリーボム)、
ダイナマイトTV、AV王、フラミンゴ 903

3. 料金（第 10 条及び第 18 条関係）

スカパー！光加入料：初回のみ 2,940 円（税抜価格：2,800 円）

スカパー！光サービス申込者が、スカパー！光サービス契約（以下、本別表において「本契約」という）締結時において、既に当社の指定する別契約を締結している場合、又は同時に当社の指定する別契約を締結する場合は、本契約に基づくスカパー！光加入料の支払いを免除する場合があります。

なお、第 13 条（スカパー！光サービス加入者が行う契約の解除等）第 3 項の規定は、スカパー！光サービス加入者が当社の指定する別契約をすべて解除し、1 年以内に当社と本契約を締結する場合にも適用されるものとします。また、同条第 4 項の規定は、スカパー！光サービス加入者が当社と本契約を締結する時期が当社の指定する別契約をすべて解除した後 1 年を超える場合において適用されるものとし、かかる場合、スカパー！光サービス加入者は、当社に再度スカパー！光加入料を支払わなければならないものとします。

スカパー！光基本料：月額 410 円（税抜価格：390 円）

スカパー！光視聴料

1) オプションチャンネル（課金単位：一月毎）

映画		
チャンネル名	月額視聴料（円）	
	（税抜価格）	
衛星劇場	1,890	1,800
スター・チャンネル 1	(1) 2,100	2,000
スター・チャンネル 2		
スター・チャンネル 3		
FOXムービー	980	933
V パラダイス	735	700
東映チャンネル	1,575	1,500
エキサイティング・グランプリ	480	457

スポーツ		
チャンネル名	月額視聴料（円）	
	（税抜価格）	
EX スポーツ	525	500
FIGHTING TV サムライ	1,890	1,800
J SPORTS 1 SD	(2) 2,100	2,000
J SPORTS 2 SD		
J SPORTS 4 SD		

音楽		
チャンネル名	月額視聴料（円）	
	（税抜価格）	
クラシカ・ジャパン	3,150	3,000
懐かし音楽 グラフティ TV/keiba	630	600
スターデジオ（100ch 音楽ラジオ）	(4) 1,575	1,500

アニメ		
チャンネル名	月額視聴料（円）	
	（税抜価格）	
アニメシアター X（AT - X）	1,890	1,800

総合エンターテイメント		
チャンネル名	月額視聴料（円）	
	（税抜価格）	
フジテレビ ONE	(3) 1,575	1,500
フジテレビ TWO		

フジテレビ NEXT		
エンタメ～テレ シネドラバラエティ	630	600

海外ドラマ・バラエティ・韓流		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
サスペンスシアターFOXCRIME	750	714
ユニバーサル チャンネル	525	500
KNTV	3,150	3,000
Mnet	1,575	1,500
KBS World	735	700
DATV	2,500	2,381

国内ドラマ・バラエティ・舞台		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
シアター・テレビジョン	525	500
EX エンタテイメント	315	300
エンタ!371	1,260	1,200

娯楽・趣味		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
ベターライフチャンネル	無料	無料
ビクトリーチャンネル	無料	無料
釣りビジョン	945	900
パチ・スロ サイトセブンTV	777	740
パチンコ パチスロTV!	1,050	1,000
旅チャンネル	525	500

ニュース・ビジネス経済		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
ビジネス・ブレイクスルー	17,850	17,000
CCTV大富	1,890	1,800

ショッピング		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
セレクトショッピング Ch.217	無料	無料
ショップチャンネル	無料	無料
MALL OF TV	無料	無料
QVC(キュー・ヴィー・シー)	無料	無料
ジャパネットチャンネルDX	無料	無料
ジュエリー Gem Shopping TV	無料	無料

外国語放送		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
鳳凰衛視	1,974	1,880

ドキュメンタリー		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
ナショジオ ワイルド	750	714

教育・資格		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
InstrucTV	5,250	5,000

公営競技		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV!) JLC380	(6) 1,029	980
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV!) JLC381		
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV!) JLC382		
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV!) JLC383		
レジャーチャンネル(ボートレース専門 TV!) JLC384		
JLC385 プラス		
JLC386 プラス		
南関東地方競馬チャンネル	1,050	1,000
グリーンチャンネル	(7) 1,260	1,200
グリーンチャンネル2		
(ケイリンライブ)SPEED チャンネル (5チャンネル)	(8) 1,260	1,200
スピードプラスワン 395		

アダルト		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
プレイボーイチャンネル	2,625	2,500
レインボーチャンネル	2,415	2,300
ミッドナイト・ブルー	2,415	2,300
チャンネル・ルビー	2,625	2,500
ブルーチェリー(チェリーボム)	2,625	2,500
ZapTV	2,415	2,300
kmp チャンネル	2,415	2,300
まんぞくチャンネル	1,995	1,900
パラダイステレビ	2,100	2,000
ピンクチェリー(チェリーボム)	(9) 2,625	2,500
イエローチェリー(チェリーボム)		
ダイナマイトTV	2,415	2,300
AV王	2,415	2,300

- 1 「スター・チャンネル マルチプレックス」3チャンネル分の料金
スカパー！光パックおよび/またはスカパー！光パックセレクションを視聴すると
月額 1,750 円(税抜 1,667 円)
- 2 3チャンネルで月額 2,100 円(税抜 2,000 円)
スカパー！光パックおよび/またはスカパー！光パックセレクションを視聴すると
月額 1,790 円(税抜 1,704 円)
- 3 3チャンネル分の料金
スカパー！光パックおよび/またはスカパー！光パックセレクションを視聴すると
月額 1,365 円(税抜 1,300 円)
- 4 100チャンネル分の料金

- スカパー！光パックおよび/またはスカパー！光パックセレクションを視聴すると
月額 1,050 円(税抜 1,000 円)
- 5 スカパー！光パックおよび/またはスカパー！光パックセレクションを視聴すると
月額 1,680 円(税抜 1,600 円)
- 6 7チャンネル分の料金
- 7 2チャンネル分の料金
- 8 6チャンネル分の料金
- 9 2チャンネル分の料金

2) オプションパック・セット(課金単位:一月毎)

1)の規定に関わらず、次の場合はそれぞれに規定する額を月額視聴料の合計額とします。

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
スカパー！光パック	3,550	3,381
構成チャンネル		
日経CNBC	ホームドラマチャンネル	
BBCワールドニュース	TBSチャンネル	
e-天気.net	ヒストリーチャンネル	
朝日ニュースター	LaLa TV	
CNNj	ザ・シネマ	
TBSニュースバード	日本映画専門チャンネル	
IMAGICA BS	テレ朝チャンネル	
チャンネルNECO	時代劇専門チャンネル	
スペースシャワーTV	FOX	
歌謡ポップスチャンネル	アニマックス	
Music Japan TV	AXN	
MTV	AXNミステリー	
ミュージック・エア	ディズニー・チャンネル	
カートゥーン ネットワーク	MUSIC ON! TV(エムオン!)	
キッズステーション	100%ヒッツ!スペースシャワーTVプラス	
旅チャンネル	ナショナル ジオグラフィック チャンネル	
スカイ・A sports+	日テレ NEWS24	
J SPORTS 3 SD	ディズニーXD	
GAORA	動物チャンネル/アニマルプラネット	
ゴルフネットワーク	アジアドラマチックTV So-net	
日テレG+	EX スポーツ	
ムービープラス	ユニバーサル チャンネル	
囲碁・将棋チャンネル	ナショジオ ワイルド	
ディスカバリーチャンネル	サスペンスシアター-FOXCRIIME	
FOXムービー	エンタメ~テレ シネドラバラエティ	
シアター・テレビジョン	FOX ベイビー	
EX エンタテイメント	日テレプラス	
MONDO TV	KBS World	
食と旅のフーディーズTV	釣りビジョン	
スーパー！ドラマTV	ファッションTV	
ファミリー劇場	懐かし音楽 グラフィティTV/keiba	

スカパー！ICカード2枚目から4枚目は、月額1,775円(税抜価格1,690円)に割引
当該割引の対象は、スカパー！ICカード2枚目から4枚目の申込者が、当社の定める条件に基づ
き1枚目申込者と同一であることを要します。

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
スカパー！光パック セレクション	2,950	2,810
構成チャンネル		
日経CNBC	スーパー！ドラマTV	
BBCワールドニュース	ファミリー劇場	
e-天気.net	ホームドラマチャンネル	
朝日ニュースター	TBSチャンネル	
CNNj	ヒストリーチャンネル	
TBSニュースバード	LaLa TV	
IMAGICA BS	ザ・シネマ	
チャンネルNECO	日本映画専門チャンネル	
スペースシャワーTV	テレ朝チャンネル	
歌謡ポップスチャンネル	時代劇専門チャンネル	
Music Japan TV	FOX	
MTV	アニマックス	
ミュージック・エア	AXN	
カートゥーン ネットワーク	食と旅のフーディーズTV	
キッズステーション	AXNミステリー	
旅チャンネル	ディズニー・チャンネル	
スカイ・A sports+	MUSIC ON! TV(エムオン!)	
ザ・ゴルフ・チャンネル	100%ヒッツ！スペースシャワーTVプラス	
J SPORTS 3 SD	ナショナル ジオグラフィック チャンネル	
GAORA	日テレ NEWS24	
ゴルフネットワーク	ディズニーXD	
日テレG+	動物チャンネル/アニマルプラネット	
ムービープラス	アジアドラマチックTV So-net	
囲碁・将棋チャンネル	日テレプラス	
ディスカバリーチャンネル	ファッションTV	

スカパー！ICカード2枚目から4枚目は、月額1,475円(税抜価格1,405円)に割引
 当該割引の対象は、スカパー！ICカード2枚目から4枚目の申込者が、当社の定める条件に基づき1枚目申込者と同一であることを要します。

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
J1ライブ	2,580	2,457

構成チャンネル		
スカチャン 0他()	J SPORTS 1 SD	
TBSチャンネル	スカイ・A sports+	

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
J2ライブ	1,580	1,505

構成チャンネル		
スカチャン 0他()		

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
J1 & J2ライブ	2,780	2,648

構成チャンネル		

スカチャン 0 他()	J SPORTS 1 SD
TBS チャンネル	スカイ・A sports +

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能
番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
欧州サッカーセット	3,600	3,429

構成チャンネル	
スカチャン 0 他()	J SPORTS 2 SD
J SPORTS 4 SD	

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
Jリーグ&欧州サッカーセット	5,780	5,505

構成チャンネル	
スカチャン 0 他()	J SPORTS 2 SD
J SPORTS 4 SD	TBS チャンネル
J SPORTS 1 SD	スカイ・A sports +

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
映画&スポーツ!プラチナセット	3,140	2,990

構成チャンネル	
スター・チャンネル 1	スター・チャンネル 2
スター・チャンネル 3	J SPORTS 1 SD
J SPORTS 2 SD	J SPORTS 4 SD

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
中国総合大富セット	3,465	3,300

構成チャンネル	
CCTV大富	鳳凰衛視

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
プレイボーイセット	3,150	3,000

構成チャンネル	
プレイボーイチャンネル	チャンネル・ルビー

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
チェリーボムセット	3,150	3,000

構成チャンネル	
ピンクチェリー(チェリーボム)	イエローチェリー(チェリーボム)
ブルーチェリー(チェリーボム)	

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ダイナマイトセット	2,898	2,760

構成チャンネル	
ダイナマイトTV	AV王

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ゴールデンアダルトセット	3,150	3,000
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	ミッドナイト・ブルー	
パラダイステレビ		
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ドリームセット4	4,200	4,000
構成チャンネル		
プレイボーイチャンネル	チャンネル・ルビー	
ダイナマイトTV	AV王	
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ジャンボセット6	6,300	6,000
構成チャンネル		
プレイボーイチャンネル	kmp チャンネル	
チャンネル・ルビー	ダイナマイトTV	
ZapTV	AV王	

3) PPV/PPD/PPS視聴料

(PPV課金単位:一番組毎、PPD課金単位:一日毎、PPS:一シリーズ毎)

PPV(課金単位:一番組毎)

チャンネル名	
パワーブラッツ	Vシアター135
ダイナマイトTV	フラミンゴ903
ブルーチェリー(チェリーボム)	Splash
ZapTV	kmp チャンネル
AV王	
パーフェクト チョイス 110	パーフェクト チョイス 111
パーフェクト チョイス 112	パーフェクト チョイス 113
パーフェクト チョイス 114	パーフェクト チョイス 115
パーフェクト チョイス 116	パーフェクト チョイス 139
パーフェクトプレミアム	スカチャン 172
スカチャン 173	スカチャン 178
スカチャン 179	スカチャン 0
スカチャン 1	スカチャン 2
スカチャン 3	スカチャン 4
スカチャン 5	スカチャン 186

PPD(課金単位:一日毎)

チャンネル名	
プレイボーイチャンネル	レインボーチャンネル
ミッドナイト・ブルー	チャンネル・ルビー
まんぞくチャンネル	パラダイステレビ
ピンクチェリー(チェリーボム) / イエローチェリー(チェリーボム) (2チャンネル分の料金)	
パーフェクト チョイス 110	パーフェクト チョイス 111
パーフェクト チョイス 112	パーフェクト チョイス 113

パーフェクト チョイス 114	パーフェクト チョイス 115
パーフェクト チョイス 116	パーフェクト チョイス 139
パーフェクトプレミアム	スカチャン 172
スカチャン 173	スカチャン 178
スカチャン 179	スカチャン 0
スカチャン 1	スカチャン 2
スカチャン 3	スカチャン 4
スカチャン 5	スカチャン 186

PPS:(課金単位:一シリーズ毎)

課金単位ごとの料金は、当社が放送するEPGによりお知らせします。

4) 販売終了済みの商品(新規契約の受付はしていません。)

・オプションチャンネル(課金単位:一月毎)

チャンネル名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
e-天気.net	210	200
旅チャンネル	291	277
AXNミステリー	420	400
Music Japan TV	420	400
100%ヒッツ!スペースシャワーTVプラス	420	400
ミュージック・エア	420	400
MUSIC ON! TV(エムオン!)	473	450
FOX	525	500
ナショナル ジオグラフィック チャンネル	525	500
歌謡ポップスチャンネル	525	500
時代劇専門チャンネル	525	500
食と旅のフーディーズTV	525	500
日本映画専門チャンネル	525	500
ホームドラマチャンネル	578	550
AXN	630	600
TBSチャンネル	630	600
TBSニュースバード	630	600
アジアドラマチックTV So-net	630	600
アニマックス	630	600
ディズニー・チャンネル	630	600
ディズニーXD	630	600
テレ朝チャンネル	630	600
朝日ニュースター	630	600
日テレプラス	630	600
IMAGICA BS	630	600
スカイ・A sports+	735	700
GAORA	945	900
日テレG+	945	900
囲碁・将棋チャンネル	1,470	1,400
J SPORTS 4 SD	1,365	1,300
MONDO TV	525	500

・オプションパック(課金単位:一月ごと)

パック名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
スカパー！よくばりパック	3,500	3,333
スカパー！イエローパック	3,140	2,990

スカパー！オレンジパック	3,140	2,990
スカパー！グリーンパック	3,140	2,990
スカパー！ブルーパック	3,140	2,990
スカパー！レッドパック	3,140	2,990
ベーシックパックALL	5,985	5,700
J SPORTS + スカパー！イエローパック	4,757	4,530
J SPORTS + スカパー！オレンジパック	4,757	4,530
J SPORTS + スカパー！グリーンパック	4,757	4,530
J SPORTS + スカパー！ブルーパック	4,757	4,530
J SPORTS + スカパー！レッドパック	4,757	4,530
J SPORTS + ベーシックパックALL	7,602	7,240

・オプションセット(課金単位:一月ごと)

セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
UEFA チャンピオンズリーグセット	1,890	1,800
Jリーグセット	1,890	1,800
わくわく！アニメセット	998	950
邦画・ドラマ・時代劇セット	2,790	2,657
音楽セット beat4	1,155	1,100
ドラマセット	1,040	990
ベーシック映画セット	1,260	1,200
プロレス・格闘技セット	2,990	2,848
海外サッカーセット	1,890	1,800
スカパー！サッカーセレクション	1,575	1,500
ワールドサッカーセット	4,700	4,476
ハリウッドセット	2,890	2,752
ハリウッドセットMAX	3,490	3,324
エンタメセット ファミリー4	1,280	1,219
スカパー！プロ野球セット	3,200	3,048
J SPORTS 1+2+3+4	2,400	2,286
日テレG+ & 日テレNEWS 24	1,050	1,000
ディスニー・チャンネル+ディスニー XD	730	695

手数料

- 1) 返金手数料:1,050円/回(税抜価格:1,000円)
第14条第2項に基づく払戻し以外に当社が払戻しを行う場合においては、スカパー！光加入者は返金手数料を支払わなければなりません。
- 2) 暗証番号消去手数料:210円/回(税抜価格:200円)
スカパー！光サービス加入者は、暗証番号を忘れた場合においては、暗証番号設定を初期状態に戻すために当社の代理人に通知しなければなりません。この場合において、スカパー！光サービス加入者は暗証番号消去手数料を支払わなければなりません。

スカパー！光基本料・スカパー！光視聴料の計算

- 1) 当社は、スカパー！光基本料・スカパー！光視聴料については、暦月を一単位として計算します。
- 2) 前項に関わらず、スカパー！光サービスのチャンネルの申込みの成立の日の属する月の放送サービス料金は請求しません。

ただし、チャンネルの申込みの成立の日の属する月(以下「申込み成立月」といいます。)に、スカパー！光サービス加入者がチャンネル申込み成立月の月末をもってチャンネルの取り消しの申請を行い、当社がこれに応じた場合、スカパー！光サービス加入者はチャンネル申込み成立月分の有料放送料金を当社に支払わなければなりません。

また、チャンネル申込みがその月末をもって取り消された月の翌月に、スカパー！光サービス加入者が、再度チャンネル申込みを行い、チャンネル申込みが成立した場合には、当社は、当該チャンネル申込み成立月の放送サービス料金を請求するものとし、スカパー！光サービス加入者は、これを支払わなければなりません。

4. 個別視聴申込方法(第9条関係)

申込方法

テレビ画面上に表示される指示または当社が別に定める方法により申込みを行っていただきます。テレビ画面上に表示される指示により、申込みする場合は、購入操作を実行することにより、申込みは確定し、予約の場合は、予約対象番組の放送開始と同時に申込みは確定します。

撤回

申込みが確定した後は、申込みの撤回はできなくなります。予約の場合は、予約対象番組の放送開始まで予約の撤回ができます。

その他

テレビ画面上に表示される指示により、申込みをした場合、当社は、電気通信回線を通じてスカパー！ICカードに蓄積された視聴データを回収します。

5. 視聴可能最低年齢を定めて提供されるスカパー！光サービスを視聴するための方法(第10条関係)

当社は、番組ごとに視聴可能最低年齢を設定して放送します。

スカパー！光サービス加入者は、最低年齢(その世帯内において、当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢をいいます。)・暗証番号等を初期設定入力画面で入力することにより視聴することができます。なお、暗証番号等は、番組ごとに入力する必要があります。

6. 支払方法および支払日(第18条関係)

スカパー！光加入料

1) 支払日

現金振込又は指定口座からの自動引き落としの場合、原則として契約成立日の翌月26日(当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)。クレジットカードの場合、各クレジットカード会社との約定日。

2) 支払方法

当社が発行する払込取扱票に基づく現金振込、クレジットカード又は指定口座からの自動引き落とし等の方法により支払っていただきます。

スカパー！光基本料

1) 支払日

指定口座からの自動引き落としの場合、原則として毎月26日(当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)。クレジットカードの場合、各クレジットカード会社との約定日。

2) 支払方法

クレジットカード又は指定口座からの自動引き落とし等の方法により支払っていただきます。

スカパー！光視聴料

1) 支払日

スカパー！光基本料の支払と同時。

2) 支払方法

スカパー！光基本料の支払方法と同じ。

3) 支払対象期間

PPV・PPD……原則として前月末日までにご視聴いただいた分

PPS……シリーズに係る全期間(支払日は、シリーズ開始後の初回の支払い時に一括)

その他……当月分

手数料

1) 返金手数料

返金時に、返金の金額より差し引きます。

2) 暗証番号消去手数料

暗証番号の消去を行った月の翌月に、スカパー！光視聴料の支払日及び支払方法に従って支払って頂きます。

7. サービス料金等の払戻し(第7条、第12条から第14条及び第39条関係)

一括払いの料金に残余が生じる場合は、次の計算式により払い戻します。なお、返金手数料を要する場合には、当社は、次の計算式による額から返金手数料を引いた額を払い戻します。

$$\text{一括払いの料金} \times \frac{\text{(一括払いに係る月数)} - \text{〔既に放送した月数〕}}{\text{(一括払いに係る月数)}}$$

8. 加入者個人情報を提供する第三者の範囲(第24条関係)

該当なし

9. 加入者が行う請求の種別(第31条関係)

開示請求手数料 525円(税抜価格500円)

10. 加入者個人情報の消去(第34条関係)

種 類	保持期間
加入者の申込書記載内容ほか電子情報	契約終了後7年以内
加入者個人情報が記載された書面	
その他の加入者個人情報	

(2012年4月1日改定)